



忠別ダム完成に伴う今後の水道事業について

忠別ダムは20余年の永きにわたり工事が行われ、いよいよ平成18年6月より湛水試験(水をためる試験)がはじまり、その後運用が開始されます。

町では、私たちの生活に欠かすことのできない水の利用(水道事業)の必要性について意見を聞くため、上下水道審議会(会長 安原芳博)に諮問し、答申をいただきました。

以下にその答申の内容を掲載いたします。

東川町簡易水道事業の実施方針に関する答申書(全文掲載)

平成18年1月16日付けで諮問のあった東川町簡易水道事業の実施方針について、本審議会において慎重に審議した結果、その結論を得たので答申いたします。

平成18年2月21日

東川町長 松岡市郎様

東川町上下水道事業審議会
会長 安原芳博

1. 審査結果

東川町の簡易水道事業については、将来予測される生活用水の「水量不足」や「水質悪化」に備えるため、また、安定的に安全な水道用水を確保するため、昭和59年より建設着手した忠別ダムに水利権を求めて事業を開始し、ダム完成に合わせて給水開始を計画したものである。

しかし、現時点においては、地下水の水量や水質については今すぐに対策を要する状況にはなく、当面は問題ないように思われる。

また、平成17年2月に事業計画区の全世帯を対象に実施したアンケート調査結果では、今は必要ないと考えている住民が多いことから、水道の給水を行った場合には多くの利用者が見込めず、今後益々厳しさを増す町財政運営の中において、大きく財政を圧迫することが予想される。

以上のことから、当面、事業の実施については凍結することが適当と思われる。

しかし、将来的には水道は必要となることが想定されることから、水道水利権取得の前提となるダム使用権は確保し、地下水の継続的な監視を行いつつ、事業実施の必要性が高まり、多くの住民合意がなされたときには、速やかに事業実施が可能となる体制整備が望まれる。

2. 付帯意見

我々町民にとって地下水は大事な財産であり、大切に利用しなければなりません。この大切な地下水を守るため、速やかに汚染防止や利用に対する規制等の整備や対策の検討が望まれる。

町では、この答申の意向を受け慎重に検討を重ねた結果、当分の間水道事業を凍結したいと考えております。

今後、この方針を実現するよう関係機関と協議をすすめて行きます。町民の皆様のご理解をいただきますようお願いいたします。



産業振興課林務係
有害鳥獣の捕獲を実施いたします
鳥獣の保護および狩猟の適正化に関する法律に基づき、町では農作物の播種期を迎えるにあたり、未然に被害を防止するため、北海道猟友会旭川支部東川部会に委託をして、平成18年3月3日から5月31日までの期間、有害鳥獣キツネ・カラス・キジバト)の捕獲を実施しますので、町民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。
なお、期間中、農作物・農薬施設等への被害でお困りの方は、役場産業振興課までご連絡ください。
実施区域 東川町全域(ただし、市街地地域、社寺公園等は除きます。)
お問い合わせ 産業振興課林務係 ☎ 82 2111

保健福祉課社会福祉係
こんなときは行政相談委員に相談してください
行政相談委員は、社会的な信頼があり、行政運営の改善について理解と熱意を有する民間有識者の中から総務大臣が委嘱するものです。
お問い合わせ 産業振興課林務係 ☎ 82 2111

北海道環境生活部生活振興課
平成18年度の道消費生活相談窓口について
道では、道や市町村の消費生活相談体制の充実・強化に向けた検討を進めてきました。これにより、平成18年4月から、道の消費生活相談窓口は、次のようになります。
道立消費生活センターの相談体制を強化します。
・相談電話回線を増設します。
・法律等の専門家(苦情処理専門員)を増員します。
消費生活相談を希望される場合は、平成18年4月から相談電話番号が変わりますので、お間違いないように注意してください。
相談電話 050 7505 0999

北海道総務部危機対策室
北海道国民保護計画の策定について
平成16年9月、国民保護法が施行されました。国民保護とは、この法律に基づき、外国から武力攻撃を受けた場合や大規模テロ等が発生した場合に国や道、市町村等が住民の生命、身体および財産を保護することをいいます。
道では、万が一、こうした事態が発生した場合、住民の避難や救援、被害の最小化などを行うための「北海道国民保護計画」を今年1月に策定しました。
計画の内容については、道のホームページでもご覧いただけます。
(http://www.pref.hokkaido.lg.jp/soum/sum-ksn/j/index.htm)
また、北海道国民保護計画を分かりやすく解説したパンフレットを作成し、各市町村に配布しておりますので、ぜひご覧ください。
お問い合わせ 北海道総務部危機対策室危機対策グループ ☎ 011 231 4111(内2593)

企画総務課総務係
自衛隊より募集のお知らせ
自衛隊(一般・技術)幹部候補生の募集
補給資格 日本国籍を有し、平成19年4月1日現在20歳~26歳未満の者
22歳未満の者は大卒(見込み含む) 大学院修士学位取得者(見込み含む) および自衛官は28歳未満の者
試験日
・5月20日(土)・筆記試験
・5月21日(日)・操縦適性検査(飛行要員のみ)
試験会場 陸上自衛隊旭川駐屯地(旭川市春光町)
受付期間 平成18年4月1日(土)~5月12日(金)

旭川地方・家庭裁判所
刑事手続における犯罪被害者のための制度
裁判所における刑事手続では、犯罪によって被害を受けた方等に配慮するための様々な制度が設けられています。
具体的には:
裁判の優先的傍聴の配慮
刑事事件記録の閲覧・コピー
証人の不安や緊張等を緩和するための措置
法廷での心情や意見の陳述
民事上の争いについて示談ができた場合の刑事裁判の公判調書への記載
などの制度です。
これらの制度の利用を希望する方や、もっと詳しく知りたい方は、事件を担当する裁判所までお問い合わせください。
また、各裁判所に備え付けてあるリーフレット「犯罪によって被害を受けた方へ」もご覧ください。
お問い合わせ 旭川地方・家庭裁判所 ☎ 51 6251

北海道総務部危機対策室
北海道国民保護計画の策定について
平成16年9月、国民保護法が施行されました。国民保護とは、この法律に基づき、外国から武力攻撃を受けた場合や大規模テロ等が発生した場合に国や道、市町村等が住民の生命、身体および財産を保護することをいいます。
道では、万が一、こうした事態が発生した場合、住民の避難や救援、被害の最小化などを行うための「北海道国民保護計画」を今年1月に策定しました。
計画の内容については、道のホームページでもご覧いただけます。
(http://www.pref.hokkaido.lg.jp/soum/sum-ksn/j/index.htm)
また、北海道国民保護計画を分かりやすく解説したパンフレットを作成し、各市町村に配布しておりますので、ぜひご覧ください。
お問い合わせ 北海道総務部危機対策室危機対策グループ ☎ 011 231 4111(内2593)

旭川地方・家庭裁判所
刑事手続における犯罪被害者のための制度
裁判所における刑事手続では、犯罪によって被害を受けた方等に配慮するための様々な制度が設けられています。
具体的には:
裁判の優先的傍聴の配慮
刑事事件記録の閲覧・コピー
証人の不安や緊張等を緩和するための措置
法廷での心情や意見の陳述
民事上の争いについて示談ができた場合の刑事裁判の公判調書への記載
などの制度です。
これらの制度の利用を希望する方や、もっと詳しく知りたい方は、事件を担当する裁判所までお問い合わせください。
また、各裁判所に備え付けてあるリーフレット「犯罪によって被害を受けた方へ」もご覧ください。
お問い合わせ 旭川地方・家庭裁判所 ☎ 51 6251